

○内閣府、総務省、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省、令第三号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、産業競争力強化法
施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年六月三十日

内閣総理大臣	高市	早苗
総務大臣	林	芳正
財務大臣	片山	さつき
文部科学大臣	松本	洋平
厚生労働大臣	上野	賢一郎
農林水産大臣	鈴木	憲和
経済産業大臣	赤澤	亮正
国土交通大臣	金子	恭之

環境大臣 石原 宏高

産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令

産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府、総務省、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、令第一号）の一部
経済産業省、国土交通省、環境省

を次のように改正する。

第四十七条第六項中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附 則

この命令は、令和八年七月一日から施行する。